

現状・課題

- 消費生活の安全・安心の確保のため、消費者事故等の情報を迅速に提供するとともに、自然災害時等においては生活関連物資等に関する情報を迅速かつ適切に提供することが必要
- 消費者が商品・サービスにより生命や身体および財産に被害を受けることなく安心して生活ができるよう、各種法令に基づく指導監視等により商品・サービスの安全・安心の確保が必要

1. 消費者への情報提供の充実

注意喚起情報や消費者事故情報について広く収集し、県民の生命、身体に危害の恐れがある商品・サービスについて消費者への周知を図る。

情報収集及び周知

- ・ 消費者事故、リコール製品に関すること 個(1)
- ・ 消費者安全法等による注意喚起情報 個(1)
- ・ 消費者団体訴訟制度 個(2)
- ・ 石油製品などの生活関連物資に関すること 個(3)
- ・ 自然災害時等に必要な生活関連物資に関すること 個(5)
- ・ 自然災害時等に便乗した消費者被害 個(5)
- ・ もしもの場合に備えた「食料」「飲料水」「生活必需品」等のローリングストック 個(5)
- ・ 住宅に関する相談 個(6)

関係機関へ報告手順を周知徹底



ローリングストックイメージ図↑
新型コロナウイルス感染症拡大時の情報提供→

各種媒体を
活用した
情報発信
個(4)



全ての
県民へ
迅速に
正確に
分かり
やすく

3. 商品・サービスの安全・安心の確保

すべての消費者が安心して安全な消費生活を営むことができるよう、各種法令等に基づく関係事業者に対する監視・指導や検査体制の一層の充実を図る。

関係法令に基づく監視及び指導

- ・ 安全三法 個(1)
消費生活用製品安全法
家庭用品品質表示法
電気用品安全法
- ・ 液体石油ガスの保身の確保及び取引の適正化に関する法律 個(2)
- ・ 医薬品医療機器等法 個(3) など

定期的な立入検査
試買検査

関係事業者

改善指導を行った施設の
改善確認



薬局監視指導の実施状況

2. 食の安全・安心の確保

生産から消費に至る食品の安全性をより一層確保することを目的に、令和3年度からの4年間を計画期間として「やまがた食の安全・安心アクションプラン」(第6期)を策定。(令和3年3月)

(1) 食の安全に関する意見交換の推進 個(1)

・ 食の安全・安心を確保するには、消費者が食の安全に対する正しい知識を持ち、生産者、食品等事業者の取組みを理解することが重要であることから、県民が参加しやすい機会を設ける必要がある。

・ 生産者、食品等事業者、消費者及び学識経験者等から構成される「山形県食の安全推進会議」を開催し、関係者間の情報の共有化による相互理解を促進する。
・ 食の安全と安心に関する理解の促進及び意識の高揚を図るため、公益財団法人山形県食品衛生協会と「食の安全推進交流会」を開催する。

(2) 適正な食品表示の確保と徹底 個(2)

・ 食品の表示実施者に対して、消費者に分かりやすい適正な表示の指導を行うとともに、食品表示基準等の改正に応じた表示の制度について食品等事業者等に周知する必要がある。
・ 県民に対し、食品表示に関する正しい知識の普及に努める必要がある。

・ 食品等事業者を対象に講習会を開催し、食品適正表示推進者の育成を支援する。
・ 食品安全モニターや適正表示ボランティアに対し適正表示の啓発を図り、食品表示の適正化と食品表示に対する県民の地域の普及に努める。

(3) 食品等の監視指導の充実 個(3)

・ 食品衛生法の改正により令和3年6月から HACCP (※) に沿った衛生管理を推進し、食品等事業者の実態に即した衛生管理の定着を図る必要がある。

・ HACCP に沿った衛生管理について、食品等事業者の規模や形態に応じたきめ細やかな指導を行う。
・ HACCP の運用状況について検証を行い、事業者の更なる衛生管理技術の向上を目指す。

(※) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法のこと。(厚生労働省HPより)

(4) 流通する食品の安全対策 個(4)

・ 検査不適合の食品が発見されるなど、食品等事業者への更なる指導が必要である。

・ 食品衛生監視指導計画に基づき、県内に流通する食品について検査を実施し、不良な食品の流通防止を図る。



←食品衛生監視指導計画に基づく立入検査